

新潟県条例第42号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 （第2条関係）				別表第1 （第2条関係）			
区分	試験、検査等の種類	使用料等の額		区分	試験、検査等の種類	使用料等の額	
		単位	料金（円）			単位	料金（円）
（略）				（略）			
13 文 書料	試験成績書、検査成績書、診断書及び証明書	（略）	2,200	13 文 書料	試験成績書、検査成績書、診断書及び証明書	（略）	1,650
備考（略）				備考（略）			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。